

論文

学校と騒音をめぐる法的問題 —子どもらの発する声や物音は「騒音」か?—

渡辺 暁彦

滋賀大学教育学部

Study on the Noise Nuisance from School: With a Focus on Case of Kobe District Court on February 9, 2017

Akihiko WATANABE

Faculty of Education, Shiga University

On February 9th, 2017, Kobe District Court dismissed the demands of a plaintiff who requested a quiet life. In this case, residents living close to a nursery school felt that the voices (and sounds) of toddlers who played in the playground to be an unwelcome noise, and filed a complaint to the court accordingly. This trial attracted great attention.

In this paper, schools and noise nuisance are examined from the legal perspective. Noise control standards have been defined by loudness in terms of decibels. However, there is individual variation in the sensory perception of actual sound. Therefore, some people feel children's voices are an unwelcome noise, while for others that is not the case.

In this examination, we first provide a summary of the above-mentioned decision. Next, from the legal perspective, two rights are examined: the children's right to emit a sound, and the right to privacy of people who live near the school. Consequently, we were able to clarify the importance of the balancing of these rights.

Keywords: Noise Regulation Act, school-noise, Noise Nuisance, school-noise, Soundscape, Right to privacy, Right to learn

はじめに.

文化祭や運動会の賑わい、あるいは児童、生徒らの登下校時の声。毎日の平和な暮らしを象徴するかのような学校の「音」が、ときに騒音だと認識されるようになったのはいつ頃からであろうか。「音」が溢れる時代、子どもらの声も騒音の一つなのであろうか。あるいは、一部の人々の過剰反応にすぎないのであろうか。

学校と近隣住民との間のトラブルは少なくない。なかでも、学校が発する「音」(騒音)については、従来からしばしば問題とされてきた。騒音をめぐる近隣住民の苦情については、学校関係者がしばしば口にするところである。

こうした苦情が法廷に持ち込まれることも決して稀ではなく、なくなってきている。この点で、社会の耳目を集めたのが最近の神戸市の保育園をめぐる事案である。この事案では、

園庭で遊ぶ園児の声が騒音であるのか否かが争われた。今後、同様の訴えが小学校や中学校に対して起こされたとしても不思議ではなからう。

もとより騒音の問題は、アパート・マンションなどの苦情にみられるように、日常生活と密接に関わる。全国の地方公共体の相談窓口に寄せられる苦情のなかでも、騒音に関する苦情は最もその件数が多いといわれる¹。騒音は、私たちの生活のなかで最も身近な「公害」問題であるといつてよく、だからこそ厳格な法規制に馴染みにくい問題であるともいえよう。騒音は、得てして局地的かつ一時的なものであり、音に対する受けとめ方も人それぞれ異なるという性質が、この問題の対応をさらに困難にしている。加えて、学校という教育施設の特長性もみられる。

本稿では、神戸市の事案を契機に、学校と「音」をめぐる問題について法的見地から幾ばくかの整理・検討を試みるものである。本件事案に対する裁判所の判決を詳しく敷衍することを通して、従来の法的議論状況を整理・確認するとともに、特に権利論的考察をふまえて今後の方向性を模索する一助としたい。

1. 学校が発する「音」

(1) 学校の様々な音

学校から生じる「音」の問題は、もとより今に始まったわけではない。ひと口に学校が発する音といっても、それは様々である。音の大きさや音の高低等も一様ではない。

すでに戦後の早い時期に、こうした音を「学校騒音」と名付け、その性格や特徴を検討した文献が散見される。例えば、佐々木武史氏の論説では、学校騒音を「校外音」と「校内音」に分け、前者を一般の都市騒音、後者を「学校の生活過程に伴う騒音」と定義づけている²。

一括りに「学校騒音」と呼ぶことに異論はあろうが、ここではひとまず学校生活に伴って生じる音を学校騒音ととらえ、音の発生要因や状況等によって幾つかの分類を確認しておきたい。

1) 授業日と休業日、昼間と夜間

小・中学校の各教科や特別活動等の授業については、年間35週（小学校第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画するものとされている³。それ以外の国民の祝日や、日曜日及び土曜日等が休業日である（学校教育法施行規則第61条）。

当然のことながら、授業日と休業日とでは、学校騒音の程度も必然的に異なるであろう。さらに児童・生徒らの活

動の有無にてらせば、昼間の時間帯は騒音が問題になりやすく、夜間の時間帯は静穏な環境が維持されやすいといえよう。

もっとも、近年では早朝や夜遅くまで、あるいは休業日においても部活動等が活発に行われている。これについては教員の長時間勤務につながる要因として、昨今対策が求められているが⁴、それは騒音対策という側面もあわせもつと思われる。

2) 学校内の音と学校外の音

学校内の音（校内音）とは、各教科の授業等に伴う音や学校施設に付随する音を挙げるができる。前者については、特に音楽の授業や体育のかけ声、工作室の音が⁵、後者については、例えば後述するエアコン室外機の音などが問題となりうる。

他方、学校外の音（校外音）については、登下校の際の児童・生徒らの声为代表的なものである。保育園や幼稚園等では、子どもらの送迎のために、自家用車やバスなどが利用されることが多いが、こうしたエンジン音に対する苦情も少なくないようである。

3) 活動主体

学校で行われる活動のなかには、学校の責任として行われるもののほか、地域のスポーツ団体等が行うものも少なくない。この場合、学校はあくまでも学校施設の利用を認めているにすぎない。このような場合にも、しばしば学校側に対して苦情が寄せられる。

上記のような分類以外にも、児童・生徒の成長発達の段階に照らせば、年齢及び校種による分類等も可能かと思われる。本稿では、これら学校騒音のうち、校内音で児童・生徒らの活動に伴う音に焦点をあてて考察を行うこととする。

(2) 近隣住民との争い

1) 近隣住民からの指摘・苦情

学校に対する近隣住民からの苦情は後を絶たない。なかでも児童・生徒らの声など「音」に対する苦情は少なくないようである。

学校の敷地内には、「地域の人々の指摘を受け、新設・修繕された施設・設備が数多く」あるといわれるが⁶、そのうちの多くは音への対策として設けられたものである。すなわち、校庭を厚く高いフェンスで囲む、あるいはスピーカーの位置を変更する、さらには近隣住居に向き合う校舎

の窓を減らすなどといった対策がその一例である。

いまや、学校や幼稚園は、ゴミ焼却場などと同じく、その必要性は認められるものの、近隣に居住する者にとっては不都合な迷惑施設（NIMBY, Not In My Back Yard）とみなされるようになってきている⁷。

2) 私立高校のエアコン室外機をめぐる事案⁸

近隣住民からの苦情に対して学校側の改善がみられない場合、住民側が提訴するといった事案も生じている。このような場合、争いは長期化の様相を示すのが常である。そうした争いの一例として、京都府向日市の私立高校の事案をみておきたい。

本件事案は、学校が設置したエアコン室外機の音に対して、近隣住民（原告夫婦）が室外機の撤去ならびに騒音被害に対する慰謝料を求めたものである。室外機の騒音によって、不快感、圧迫感、落ち着かない、立腹しやすい、ストレスによるアレルギー症状などが生じたと主張している。それに対して被告・私立高校は、使用期間や温度設定、使用時間等を定めて秩序あるエアコン使用に努めていると反論した。

本件事案の特殊性としては、第一に高校側が1000万円近くの費用をかけて4回にわたって防音対策を講じていること、第二に本件提訴に至るまで、原告らは学校だけでなく、市の環境課や市議会等に対して相談・陳情を行っていたことなどを指摘しうる。

京都地裁は、本件騒音が原告らの受忍すべき限度を超えたものであるとして、原告らの損害賠償請求を認容し、それぞれに各10万円の支払いを命じた。ただし、侵害行為の差止め請求については、個々の室外機の撤去請求は認めず、そのかわりに「原告方敷地に50デシベルを超える騒音の到達を差し止める、いわゆる抽象的不作為請求の限度で認容すべき」と判示した。

判決の結果を受けて、学校側は損害賠償金を支払うとともに、追加的な防音対策を講じたが、夫婦らはこれに満足せず、「判決後も以前と同様に住民が学校へ騒音の苦情を言い、高校側がその対応に追われるというやり取りが続けられ」たといわれる⁹。

本件事案からもうかがえるように、「学校による近隣騒音」の問題は、「学校経営上、極めて今日的な課題」¹⁰であることをひとまずここでは確認するとどめる。

3) 騒音をめぐる意識変化

「騒音」問題の歴史を振り返ると、それが工業化・都市化の進展に伴う現象であり、何れの国もその対応に苦慮し

てきたことがうかがえる。すでに20世紀初頭、建築・文明批評で知られるマンフォード（L.Manford）は、工業化の進展に伴う「新しい都市」のもつ「五感をぞっとさせるような」特質の一つに「騒音」を挙げている¹¹。

歴史を遡れば、「詳細な記録が残っている最古の騒音訴訟」の一つとして、イギリス1560年代の隣人訴訟を見出すことができる。これは教師に部屋を貸していた者が、そこに集う生徒たちの声が思索の妨げになるとしてこの教師を訴えた事案であるが、裁判所は「学校は『どこにでも設置でき、近隣住民は我慢すべし』」との判断を示したとのことである¹²。

たとえ子どもらの声を騒々しく感じるとしても、それを騒音だとして規制しようとすることについては、“心情的に受け入れづらい”というのが、これまで多くの人々の共通する認識であったように思われる。

それに対して、最近では子どもらの声を“好ましくない”音とみる意見も少なくなく、保育園の設置等をめぐって、しばしば地域社会のなかで対立が生じている¹³。そうした対立のなかで、保育園の園児の音が騒音であるとして近年提訴された事案が、本稿で取り上げる神戸市の事案である（後述3を参照）。今後、小・中学校等においても同様の訴えが提起される可能性は高く、その点でも十分な検討を要しよう。

こうした争いの背後には、人々の「音」に対する意識変化があると考えられる。そのような社会の変化や人間関係をふまえた「音」対策の必要性を強調するのが、音環境工学の橋本典久教授である。橋本教授は、騒音と区別して、「煩音」という造語を用いる。煩音とは、「音量がさほど大きくなくても、相手との人間関係や自分の心理状態によってうるさく感じてしまう音」のことであるとされるが、「学校騒音を含めて近隣騒音は主に煩音であり」、その点を考慮に入れた対策が求められるという¹⁴。法令による規制手法にも限界があり、また学校園という施設の特長からすると、このような視点は今後いっそう重要になると思われる。

2. 騒音に対する法規制

(1) 公害としての騒音

騒音に対するわが国の法規制は、どのような仕組みとなっているのであろうか。そもそも「騒音」とは何か、この点が先ずもって問われよう。

騒音が“望ましくない音”だとしても、“望ましい”か“望

ましくない”かの判断は一人ひとり異なるであろう。「騒音」の定義が困難であるという点にのみ、人々の意見の一致がみられる。「騒音を定義することこそ、騒音への対処法を見つける鍵」¹⁵といわれる。環境法学において、騒音とは「聞く人に好ましくない感じを与える音の総称」¹⁶とされ、後述する騒音規制法では、ある一定の音量を超えた音を騒音と捉えている。

他方で、騒音については、その局地性及び一過性などの面で共通する特徴もみられる。騒音が「局地的な性質を有し、また多くの場合一時的なものである」¹⁷ことから、わが国でも、当初は地方自治体の条例による規制が行われていたに過ぎなかった。例えば、戦後の早い時期に制定されたものとして、1953年の横浜市騒音防止条例などが知られる¹⁸。現在では、多くの自治体において、名称は様々であるが（例えば、生活環境保全条例など）、この種の条例が策定されている。

戦後わが国において、法律レベルで「騒音」が明記されたのが1967年制定の公害対策基本法である。同法2条1項は、騒音を「公害」の一つと位置づけた。騒音は典型七公害の一つとされ、特に振動や悪臭の問題とならんで感覚公害とよばれている。当該規定を受けて、翌1968年には騒音規制法（昭和43年法律第98号）が公布・施行された。

日常生活のなかで騒音は人に不快ないしは苦痛を与える。そうであれば、行政による規制的手法に加えて、それを取り締まる刑罰法規の役割も不可欠である。

一般に軽微な秩序違反行為については、軽犯罪法による処罰がなされる。騒音に関しても、「公務員の制止をきかずに、人声、楽器、ラジオなどの音を異常に大きく出して静穏を害し近隣に迷惑をかけた者」は拘留又は科料に処するとされている（軽犯罪法第1条14号）。公害問題への対応として、環境刑法の有用性も語られている。もっとも、現実には刑事罰はあまり執行されておらず、こうした「現状を改善し、刑事罰を活用するとともに、軽微な事案に関しては刑事罰を適用せずに他の手法の活用を工夫する」¹⁹ことが考慮されるべきであろう。

なお、刑法上の「暴行」は「人の身体に直接有形力を行使すること」とされ、光、熱、臭気、音波などは「暴行としては非典型的な類型に属する」とされるが、判例法上、「騒音による暴行」も認められている²⁰。この点にも今日的な騒音問題の特殊性がうかがえる。

(2) 騒音規制法

騒音規制法の規制対象となるのは、工場及び事業場における事業活動と建設工事に伴って発生する騒音である（同法第1条）。あわせて自動車騒音も同法の対象とされている。したがって、日常生活に関わる近隣騒音は法律の対象外である点に留意する必要がある。近隣騒音については、むしろ条例による規制が主となる。

自治体に寄せられる騒音関連の苦情のなかで、最も多いのが建設作業から発する騒音（33.5%）であり、次いで工場・事業場から発生する騒音（29.6%）であるという²¹。全体の苦情件数の実に6割を超える数であるが、騒音規制法はこうした騒音から人々の生活環境を保全することを目的としている。

規制方法については、いわゆるゾーニング（指定地域制）の手法が採用されている。すなわち、都道府県知事等は、住居が集合している地域や、病院又は学校の周辺の地域などをあらかじめ指定し（同法第3条）、これら指定地域における工場・事業場等の活動について、一定の規制基準を定めるものとされている（同法第4条）。

もっともすべての工場・事業場が規制対象となるのではなく、そうした施設のなかでも特に著しい騒音を発生する施設（「特定施設」と呼ばれる）にかざられる。また、対象地域についても、特に静穏の保持が求められる第一種区域から、主として工業等の用に供される区域である第四種区域まで四つに区分され、昼間と夜間などの時間区分とともに、それぞれ音の大きさの基準範囲が定められている。

本稿との関連では、こうした工場・事業場等に対する規制に加えて、騒音規制法が深夜の飲食店営業等についても規制の必要性について言及している点が注目される。騒音規制法第28条では、「〔飲食店営業等に係る深夜における騒音について、〕地方公共団体が、住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、営業時間を制限すること等により必要な措置を講ずるようにしなければならない」とされる。

ここからもうかがえるように、本法の趣旨は「地方自治体が条例などをつかい、深夜騒音などを積極的に規制することを求めている」²²といえよう。近隣住民の静穏環境の保持のためには、事業活動の自由に対しても制約が予定されているのである。

学校に関わる「音」規制という点では、騒音規制法の施行に際しても、学校周辺の静穏を確保するために特別の配慮を求めている²³点が注目される。ただし、学校それ自体が発する音について、その種の規制は見当たらない。

3. 保育園をめぐる騒音訴訟

(1) 神戸市の保育園訴訟

学校が発する音、特に児童・生徒の声に関するトラブルは少なくない。こうした子どもの声をめぐって、実際に法廷で争われる事案が生じている。ここでは、近年、ひろく注目を集めた神戸市の保育園の事案を取り上げ、原告・被告双方の主張ならびに裁判所の判断について詳しく整理・確認しておきたい。

本件は、新たに開園した保育園の近隣に住む原告が、園庭で遊ぶ園児の声等が受忍限度を超える騒音であり、それによって日常生活に支障を来し精神的被害を被ったと主張した事案である。

原告は、平均して60dBを超える騒音が年間を通じて継続して発生していること、保育園開設にいたるまで説明会等は行われたが、防音対策などについて原告らの要求をふまえた対応を行ってこなかったこと、さらに原告らは長らくその地に居住してきたが、保育園の開設によって平穏な生活が脅かされたことなどを主張して、不法行為に基づく慰謝料ならびに防音設備の設置を求めた。

それに対して被告は、原告宅の騒音は主に高速道路等の自動車騒音によるものであること、保育園から生じる音は園児たちの健全な発育や指導に伴って生じる音で公共性・公益性も認められること、さらに保育園敷地と隣接する敷地との境界線に高さ3mの防音壁を設置するなど必要な措置を講じていることなどを挙げて反論した。

(2) 判決要旨

本件の主たる争点は、園庭の園児の声等が受忍限度を超える違法なものであるかどうかである。一審・神戸地方裁判所は、はじめに次のように一般論を展開している²⁴。

① 受忍限度論について

「第三者の事業活動に伴って発生する騒音による被害が、原告に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、当該地域の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考慮して、被害が一般社会生活上受忍すべき限度を超えるものかどうかによって決するのが相当である。」

② 騒音の基準

「本件は、私人が発する騒音に対する受忍限度が問題となっているものであるから、公害防止行政上の指針及び行政上の施策を講じるべき基準を定めた環境基準や指定地域内に特定工場等を設置している者に対して生活環境を保全するために必要な措置を講じるための基準を定めた騒音規制法及び神戸市の騒音基準が直接適用されるものではないが、これらの基準は、騒音が生活環境や人の健康に与える影響に係る科学的知見に基づき、周囲の環境等の地域特性をも考慮して定めたものであることを踏まえ、環境基準や騒音基準は、私人間の騒音の受忍限度の程度を指定する上でも有益な指標といえることができる。」

上記の通り、本件判決でも受忍限度論を採用するとともに、受忍限度の範囲を超えるか否かを検討するに際して、本件のような私人間での争いの場合でも公法上の環境基準や騒音基準が指標となる旨を確認している。

③ 原告宅の騒音被害

「〔登園前や園児が園庭にいない時間帯と、園庭で遊戯をしている時間帯とを比較すると〕原告宅において4.6dBの差が認められ、本件保育園の園庭において園児が発する声等による騒音が原告宅の敷地において有意な影響を与えているものと認められる。……（中略）……〔こうした騒音が原告の生活空間に流れ込むことで、〕一日の大半を原告宅で過ごすことの多い原告にとってみれば、その影響は決して小さくないものといえる。」

④ 本件保育園の公益性

「本件保育園は、神戸市における保育需要に対する不足を補うために被告が神戸市から要請を受けて設置・運営したという経緯からすれば、本件保育園は、神戸市における児童福祉政策の向上に寄与してきたという点で公益性・公共性が認められるものの、本件保育園に通う園児を持たない原告を含む近隣住民にとってみれば、直接その恩恵を享受しているものではなく、本件保育園の開設によって原告が得る利益とこれによって生じる騒音被害との間には相関関係を見出しがたく、損害賠償請求ないし防音設備の設置請求の局面で本件保育園が一般的に有する公益性・公共性を殊更重視して、受忍限度の程度を緩やかに設定することはできないというべきである。」

以上のように、当該施設の公益性・公共性が認められるとしても、基準値を超えた騒音については施設側が損害賠償責任を負うとの判断を示した。

もっとも、本件で裁判所は「被害認定には慎重」²⁵な判断を示している。つまり具体的な騒音レベルの測定について、裁判所は「時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価」する手法を用いたが、それによれば、園児が園庭で遊戯する時間帯（昼間の3時間程度）には環

境基準を上回る騒音レベルであったものの、それ以外の時間帯を含めた等価騒音レベルは基準内におさまると認定している。

また、被告側の騒音対策の取組みについて、次の通り認定を行ったうえで、最終的に原告の主張を退けている。

⑤ 施設側の対応

「被告は、本件保育園の設置に際し、本件保育園の近隣住民に対する説明会を1年ほどかけて行い、その間、本件保育園から生じる騒音の問題に係る原告を含めた近隣住民からの質問・要望等に対して検討を重ね、既設の保育園で測定した騒音結果から本件保育園の騒音の推定値を算出した上で、遮音性能を有する本件防音壁を……設置し、一部の近隣住民に対して被告の負担において二重サッシに取り換えることを提案・合意するなどして騒音対策を講じるよう努めてきたこと、最終的に原告とは折り合いがつかなかったものの、被告側から原告宅敷地境界線における防音対策による問題解決の提案がされたことが認められる。」

⑥ 結論

「原告が本件保育園からの騒音により精神的・心理的不快を被っていることはうかがえるものの、原告宅で測定される本件保育園の園庭で遊戯する園児の声等の騒音レベルが、未だ社会生活上受忍すべき限度を超えているものとは認められず、不法行為を基礎づける程度の違法があるということとはできない。」

(3) 判決の意義

その後、本件判決に対して原告は控訴したが、控訴審も一審判決を支持した²⁶。控訴審判決では、原審判決に比して、保育園の公益性・公共性をより重視した判断が注目される。なお、原告は上告したが、最高裁判所は訴えを退けている²⁷。

本事案では、あくまでも保育園の園児の声が争われたものであり、小・中学校の児童・生徒らの声に関する事案ではない。しかしながら、本件判決が示す判断手法は小・中学校等の騒音案件にも基本的に妥当するものといえ、学校の騒音問題を考えるうえでも有益な手がかりを与えてくれるといえよう。

1) 受忍限度論

裁判所は、これまでの公害・環境訴訟²⁸と同様、受忍限度論を採用する（上述の判決要旨①）。受忍限度論とは、一般に加害者・被害者の種々の事情や地域性などの周辺事情等を総合的に判断して、個々の被害に対して我慢すべき程度（受忍限度）を判定し、加害行為の違法性の有無を判断するという考え方である。

騒音被害や日照妨害など、権利として明確に確立されたとはいえないような生活上の利益が争われる場合、私法上の判断枠組みとして受忍限度論が用いられるのが一般的である。言い換えれば、これは「社会通念上容認できるかどうか」、「様々な事情を総合判断してケース・バイ・ケースで判断する」手法といえる²⁹。

こうした手法に対しては、「裁判官への白紙委任」³⁰につながるといった批判がある。しかし、問題とすべきはむしろ「受忍限度の具体的な判断の仕方」³¹であって、受忍限度論それ自体は多くの論者によって支持され、「すでに定着を見ている」³²。

もっとも、空港や道路の騒音被害に関する文脈ではあるが、「周辺住民に受忍を義務づける法的根拠がどこにあるのか、必ずしも明確ではない」、「法治国家である以上、国民は法的根拠なしに受忍を義務づけられることはないはずである」との指摘もみられる³³。

ここでは、安易に受忍限度論に与することなく、さらなる原理論的考察が求められていることを指摘するにとどめたい。

2) 私人間の紛争と環境基準

それではどの程度の音の大きさであれば、受忍限度を超えたものと判断されるのであろうか。上記判決要旨②では、私人と私人（保育園）の争いであっても、公法上の環境基準や規制基準が「有益な指標」となることを確認している。これまでの判例の立場を踏襲するものであるが、その点からすると、とりわけ地域の実情に即して定められた条例が大きな役割を果たしていることに留意すべきである。

なお、一時的に基準を超える値を示したとしても、それによって即座に違法性が認められるわけではない。本件判決でも、等価騒音レベルによって評価が行われている。

3) 施設の公共性

本件事案の一つの特徴でもあったのが、保育園という施設の公益性・公共性である。上記判決要旨④では、当該施設の公益性を認めつつも、それを「殊更重視して、受忍限度の程度を緩やかに設定することはできない」としている。

本件判決の考え方によれば、「騒音の度合いが強い場合、仮に公共性があっても、近隣住民に対する違法な騒音と判断されれば、損害賠償責任を負ったり騒音の差し止めを命じられたりすることがあり得る」³⁴といえよう。

従前より、ともすれば、受忍限度の判断に際して公共性・公益性に重きがおかれることが多いなかで、近隣住民の利益に相応の配慮を示した判断は特筆に値する。

昨今、待機児童の解消に向けて、各自治体は保育園新設等に向けた早急の取組みがみられるなか、公益性・公共性に関して示した本件判断は、今後の具体的な手続にも一定の影響を及ぼし得るものと思われる。

(4) 関連する裁判例

学校園を相手取って提訴された事案ではないが、子どもらの発する声（音）が騒音であるとして争われた点で関連する幾つかの事案がみられる。参考までに、以下、児童館、子ども文化センター、スポーツ施設に関する判決を挙げておく。

1) 児童館

本件は、住宅地のなかに設置された児童館に対して、利用者の自動車騒音等によって周辺環境が悪化するとして、近隣住民が児童館の使用差止めを請求した事案である³⁵。

東京地裁は、本件差止め請求を人格権に基づくものと解したうえで、児童館の必要性、周辺環境の破壊の程度、これまでの交渉経過等の諸事情を総合的に判断し、近隣住民の被害が社会生活上受忍すべき限度を超えるか否かについて検討を行っている。

本件判決によれば、「児童館は高度の公共性を有すると認められ、児童館開設に至る経緯においても、被告は近隣住民に対する適切な折衝手続を踏んでおり、原告、被告間で最終的に合意できなかったことは事実であるが、そのことについて被告側に著しい落ち度は見出せ〔ない〕。……現在の被害は、被告が周辺地域の環境破壊防止のために講じてきた措置の結果、軽微なものに止まっているのであるから、右の諸事情を総合すると、原告が精神的あるいは心理的不快感等を被ったとしても、その不利益は原告において受忍すべき程度のものである」とされた。

2) 子ども文化センター

本件は、川崎市の子ども文化センターを利用する子どもらの発する声や物音が騒音であるとして、隣接住民が市とセンターを管理する財団法人を訴えた事案である³⁶。

裁判所は、「子どもの声は自動車あるいは工場機械からの音と異なり、これを騒音と感ずるか否かは主観的要素も多い」と述べたうえで、i) 騒音による侵害行為の態様及び侵害行為の程度、ii) 被侵害利益の性質と内容、iii) 「本件施設の公共性ないし公益上の必要性」、iv) これまでにとられた被害の防止措置の有無・内容等に加えて、「〔原告夫婦は〕本件施設が設置された約15年後にその隣地に居住するに至ったこと」等を総合判断すれば、これらの騒音

が「受忍限度を超えているとは未だ認め難く、他にこれを認めるに足る疎明はない」と判示した。

上述の通り、先住・後住の関係、すなわち原告もしくは被告のどちらが先にその場所に居住していたかが一つの判断材料とされている。騒音をめぐる裁判例において、受忍限度の範囲を超えるか否かの判断の際にしばしば用いられる考え方であるが、先に居住していたからといってすべてが許されるわけではないことは自明のことで、この点を過度に強調されるべきではなかろう。

3) スポーツ施設及び在日外国人の教育施設

本件事案では、平日の昼間は在日外国人の教育施設として、また平日の夕方や休日はフットサル等に使用されているスポーツ施設に対して、当該施設から発せられる騒音（かけ声や歓声、ボールの音、子どもらの声など）により精神的苦痛を受けたとして、近隣住民らが損害賠償等を求めた事案である³⁷。

裁判所は、「日常生活に大きな影響を受けるほどの精神的苦痛を受けていたとは、直ちに認め難い」として、原告の訴えを棄却した。本件判決においては、受忍限度の判断に際して、被告（施設）側の騒音を低減するための様々な努力を考慮すべきであった点に加え、施設の社会的価値について言及している点が注目される。すなわち、「被告は、本件施設をフットサル場として一般に貸し出して使用料を徴収する一方で、我が国に住む日系ブラジル人の地位向上や日本社会との融合を実現するためには、日系ブラジル人に対し日本語の語学教育や日本の生活習慣の教育等が必須であるとの考えの下に本件学校を開設し、その体育の授業、サッカー大会等の行事に本件施設を使用しており、さらに、地域住民や外部の団体にも広く使用を認めているのであるから、少なくとも、単なる営利目的の施設とはいえ、一定程度の社会的価値の認められる施設である」と述べたのである。

このような判断は、「〔空港騒音が争われた大阪空港訴訟などにみられるように、〕道路や鉄道、空港等、公共性格の強い施設に対する民事上の差止め訴訟において、公共性を理由として、請求を退けた裁判例」と、「〔学校や教育施設の騒音問題を〕同一線上にとらえる考え方」といってよい³⁸。

4. 聞きたくない音を聞かされない自由？

子どもらの声が騒音であるという見方はたしかに「心情的に受け入れがたいところ」があるが、心身に不調をかか

える者にとっては子どもらの声といえども「耐えがたい音量で雑音を聞かされる」ことに変わらない³⁹。本節では、双方の主張の背後にあると考えられる権利論的な裏付けを順に確認しておく。

(1) 聞きたくない自由？

日常、様々な「音」が溢れるなかで、聞きたくない音を聞かされない自由は保障されるであろうか。先述の神戸市の事案においても、原告（住民）は、いわば受忍限度を超える騒音を聞かない権利・利益を有することを前提に訴えを提起したといえよう。

騒音などの生活妨害については、従前より「人格権」侵害の問題として扱われてきた⁴⁰。権利概念の拡張が学説・判例によって受容されるなかで⁴¹、さらに歩を進めて、確立された権利として「騒音からの自由」を語ることも許される時代に来ているのかもしれない。ここでは憲法上の権利保障の視点から、様々な音が溢れる「音」環境のなかで、保障されるべき権利とは何かについて検討を行う。

1) 環境権

「音」について、憲法上の権利論として真正面から取り上げた先駆的ケースが、大阪空港公害訴訟である。本件事案は、これ以降の基地騒音をめぐる訴訟でも重要な先例とされているが、そのなかで提唱されたのが環境権である。

環境権の概念は論者によって異なるが、この権利が提唱された背景に、「人の生命・健康を維持するためには、環境の破壊による個人や地域住民に対する被害が現実を生じる前に、被害の原因である公害を除去しあるいは減少させること（妨害排除ないし予防の請求等を認めること）が肝要」⁴²との認識があったことを忘れてはなるまい。

今日では、環境権を「健康で快適な生活を維持する条件としての良い環境を享受し、これを支配する権利」と解するのが通説であり、その根拠として憲法第25条、第13条が挙げられる⁴³。

騒音問題をはじめとして、個々人の具体的な健康被害が争われる場合には、環境権というよりも「環境権的利益を内容とする人格権」⁴⁴の問題として扱う方が明確であり、裁判所もこうした立場を採っている。先の大阪空港公害訴訟の控訴審判決では、「個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体を人格権ということができ」とした⁴⁵。

2) 聞きたくない音を聞かされない自由

これに関わる事案として、大阪市営地下鉄車内放送事件⁴⁶

を挙げないわけにはいかない。当該事案は、地下鉄車内における商業宣伝放送が、車内に拘束された状態にある乗客に対して、その放送の聴取を一方的に強制するもので、乗客の人格権を侵害するなどとして争われた事案である。

公共交通機関の車内放送のような場合、利用者・乗客は「聞くことを拒否する自由を事実上有しないという意味で『とらわれの聴衆 (captive audience)』ないし『とらわれの聞き手』と呼ばれる」⁴⁷。

本事案において、最高裁判所は原告（乗客）の訴えを退けたが、次のような補足意見が付加された。すなわち、伊藤裁判官補足意見によれば、「個人が他者から自己の欲しない刺戟によって心の静穏を乱されない利益を有しており、〈…中略…〉聞きたくない音を聞かされることは、このような心の静穏を侵害する」とされる。そして、こうした利益は「包括的な人権としての幸福追求権（憲法一三条）に含まれると解することもできないものではない」として、慎重な言い回しながらも憲法上の権利性を認めている⁴⁸。

上記補足意見で注目すべきは、日常生活の騒音被害についても、「聞きたくない音を聞かない自由」を承認する可能性を示している点である。すなわち、「上告人の主張は、通常人の許容する程度のをあえて違法とするものであり、余りに静穏の利益に敏感にすぎるといわれるかもしれないが、わが国における音による生活環境の侵害の現状をみると意味のある問題を提起するもの」というのである。

こうした補足意見を肯定的に受けとめ、今日、それをプライバシー権の一つと捉えようとする見解も有力である。学説上も、「[とらわれの聴衆にかかる法益を認めることで、] プライバシーとされる法益の範囲は、広くなる余地がある」と指摘されている⁴⁹。さらに、そうした流れのなかで、例えば「車内放送などの『音』に注目した場合には……環境権の問題といえる」のではないかとする見解⁵⁰、あるいはまた「メッセージが読み取れない音は、騒音として環境権の問題で処理すべきであるが、そうでない音は、情報として捉えることができるので、ここでの問題は端的に情報受領拒否権と捉えて、憲法21条の解釈問題として処理すべきではないか」⁵¹といった見解など、音の性質に着目した権利概念の画定化の試みもみられる。

3) 国家の基本権保護義務

騒音等による被害者の救済において国や自治体の役割は大きい。この点で、ドイツ公法学で展開された基本権保護義務の考え方が有用であると思われる。

基本権保護義務とは、「国家は被害者 X の基本権法益を、

加害者 Y の侵害から保護する義務を負う」とするものであり、「法的三局関係を構造上の特徴とする」考え方である⁵²。こうした考え方に対しては、私人 X の基本権の保護のために、国家権力が私人 Y の基本権を制限することを安易に正当化してしまうおそれがある、日本国憲法の保障する基本的人権は何よりも国家の不当な干渉を排除することに主眼がある、として疑問視する見解もみられる。

本稿の目的である「騒音」問題との関連で、基本権保護義務論の有用性を説くのは、ドイツ環境法学のハンス＝ヨアヒム・コッホ教授である。こうした公権力による規制の意義について、コッホ教授は「基本権についての保護義務という視角」の重要性に言及するとともに、その例としてドイツ連邦憲法裁判所の航空機騒音決定（連邦憲法裁判所 1981 年 1 月 14 日決定）を挙げる⁵³。

上記、航空機騒音決定において、連邦憲法裁判所は「基本権は、単に国家の介入に対する主観的な防禦権として国民を保護するのみならず、それに加えて、その客観法的な意味内容から、ドイツ基本法（憲法）第 2 条 2 項に挙げられた法益を保護し、特に他者による違法な介入からそれらを守らなければならない国家機関の義務が導かれる」と述べた⁵⁴。

航空機の騒音に対して、連邦憲法裁判所は「身体の不可侵性を世界保健機関の提唱する『健康』の概念と同視し、精神的・社会的健全性をもそれに含める解釈を示唆した」⁵⁵のである。

ドイツでは、煤煙、悪臭、騒音、振動等の生活侵害に対して、連邦イミシオン防止法が重要や役割を果たしているが、基本権保護義務論の考え方に加えて、環境保護に関する基本法第 20a 条の導入（1994 年）によって、これまでに以上に「本質的な強化が図られ」⁵⁶できているといわれる。

ここで確認してきたように、誰がいかなる法的利益を有しているか、慎重かつ丁寧に権利論的考察を積み重ねていくことが、騒音問題の解決に向けて一つの手立てとなるように思われる。

民法学、特に不法行為法の分野で論じられる「法律上保護される利益」という概念は、「人格・環境にかかわる利益や取引・競争にかかわる利益」であり、「現代の社会においてははまだ『権利』というほどまで成熟していないもの（生成中の権利）についても、その侵害に対して法的保護を与えるための窓口になりうる」⁵⁷との指摘は、その点でも正鵠を射ているといえよう。

(2) 音を出す側の論理

他方で、音を出す側・音を発する側にも、相応の理由を見出し得る。特に、学校園で学ぶ子どもらという主体に鑑みると、子どもらの行動に伴う「音」の発生という点で、ある種の権利・利益の性質をみてとることができる。つまり、それは表現の自由や子どもらの学習権もしくは成長発達権等の保障に関わる。

さらに、かような権利を具体的に充足すべき立場にある学校の公共性・公益性や、教育裁量なども考慮されるべきであろう。

先述の神戸市の事案では、「不法行為」を認定するだけの近隣住民の権利・利益侵害が認定されなかった。その点では、むしろ裁判所は被告・保育園側の教育の自由（事業活動の自由）を尊重したといえなくもない。

1) 表現の自由

子どもらの声も表現の一態様であることからすれば、それに対する制約は表現の自由の保障に関わる。そもそも個人の思想は「外部に表明され、他者に伝達されてはじめて社会的効用を発揮する」のであるから、「表現の自由はとりわけ重要な権利」として⁵⁸、憲法学においても繰り返し力説されてきた。

音に対する受けとめ方が主観的なものであることからすれば、その規制については、恣意的に行われていないかどうか、特に慎重な判断が求められる。意見の違いを認めることは多様性を承認することでもある。

先に言及した軽犯罪法第 1 条 14 号では「人声、楽器、ラジオなどの音」に対する制約が規定されているが、これは表現に対する規制として許されるであろうか。表現の自由に対する制約をめぐっては、憲法学上、しばしば表現内容の規制か表現方法（時・場所・方法等）の規制かという二分法的な基準で論じられてきた。この二つを明確に線引きできるのかといった議論はあるものの、学説的には、「〔軽犯罪法が企図する〕静穏な生活環境の保全は正当な目的であると言えるので、制限の範囲および方法が適切なものであれば、これを違憲とする理由はない」⁵⁹と解されている。条例等による過度の騒音規制やその手法如何によっては、表現の自由の侵害が問題となり得る場合もあろう。

2) 子どもの学習権・成長発達権

教育を受ける権利（日本国憲法第 26 条）の解釈において、今日、子どもの学習権を中軸に据えた見解が通説・判例である⁶⁰。学習権とは、「国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実

現するために必要な学習をする固有の権利」を意味する⁶¹。

学校は、「個人が自己の最も価値あると思う生き方を自律的に選択し実践」するために、「成熟した判断能力と教養等を身につける」ところである⁶²。そのような能力や知識は、集団生活のなかで獲得される部分が多いが、集団での学びにおいては大きな音が伴う。

後述するドイツの法改正をめぐる議論のなかにも、「遊ぶ児童の騒音はその成長及び発達」をあらわすものとして、近隣住民はそれを受忍すべきだと考えられていた点が参考になろう⁶³。

3) 学校施設の特性及び教育裁量

先に確認したように、学校周辺については特に静穏の確保が要請される。結果として、他の地域に比して、学校から発せられる音に対して、よりいっそう人々の注意が向けられやすい状況にあるともいえる。

静穏確保の要請は、学校における教育活動が適切に行えるよう配慮するという意味もあろう。たくさんの児童・生徒が集まる学校施設では、必然的に様々な音が伴うものであるから、適切な教育活動に付随する音は許容されるとみなす余地があろう。

各教科の活動は学校教育法に根拠を有するものでもあるから、それらが正当に行われるかぎり騒音問題は生じないと考えられる。音楽や体育の授業では、教科の性質上、特に児童・生徒らの声が問題とされやすいが、これらは一時的かつ限定的なものといえよう。

また、部活動については、それが学習指導要領に明記された教育活動として位置づけられていることに鑑みれば、教育活動に伴う音として許容されるべきであろう。したがって、近隣住民からの騒音苦情に対して「安易に紛争の幕引きを図ろうとする……姿勢は、教育上の見地からは妥当とは言えない」⁶⁴。

(3) 法令改正等の取組み

子どもらの発する音をめぐって、今後どのような法規制を行うべきか。諸外国でも、同様の問題に直面するが、これに関して、一つの方向性を示すのが近時ドイツで行われた法改正である。

しばしば隣人間の争いが法廷に持ち込まれるドイツであるが、騒音に関しても、ラジオの音や犬の吠え声などに関するものまで数多くの裁判例がみられる⁶⁵。子どもらの騒音(Kinderlärm)に対しても数多くの訴訟が提起されてきた⁶⁶。それによって保育園等の建設が中止に至った事案もみられる。

そこでドイツでは、2011年の連邦イミシオン防止法の改正によって、子どもが発する騒音について特別扱いを行うものと改めた⁶⁷。改正法の規定によれば、児童保育施設や遊戯施設等から発せられる児童に関わる騒音は、通常、「有害な環境作用」とはみなされない。このことは、子どもらの騒音を理由に損害賠償請求等が行われないことを意味する。

こうしたドイツの取組みを参考に、国内でも東京都が2015(平成27)年に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)を改正したことは社会的にひろく注目を集めた⁶⁸。東京都は、「次代の社会を担う子供一人ひとりの健やかな成長・育成にも配慮しつつ、苦情の解決に資する制度とするため」に、条例第136条が定める数値規制の対象から「子供(小学校就学前)及び子供と共にいる保育者が発する声等の音」を除外したのである⁶⁹。

東京都の条例見直しについては、対象となる子どもが未就学児童にかぎられ、小学生以上には適用されない点、規制からはずされたのが子どもらの声や足音、遊具音などであり、エアコン室外機や洗濯機等の機械音は従来通り規制対象とされている点など、不十分ではないかとする意見が当初からみられた。

さらにまた、条例改正前の指摘ではあるが、「『思い切って声を出せない子供たちはかわいそう』といった情緒的な理由のみで……拙速ではないか」、子どもらの声だけ「全面的に規制基準の対象外としてしまうのは行き過ぎであり、立法技術として適切でない」などと見直しを疑問視する見解もみられる⁷⁰。条例は改正されたものの、結局のところ「受忍限度の評価は個々の事例ごとに行われ実に曖昧」、「誰が総合的に判断するのかも示されてい[ない]」⁷¹ことから、これまで以上に子どもらの声をめぐると対立が深刻化するおそれが懸念される。

ドイツでは子どもの権利条約発効20年を機に、ドイツ基本法のなかに子どもの権利を明文化しようという声が高まっている⁷²。基本法には、子どもの権利に対する明文の規定がないためである。

ドイツ連邦議会では、野党会派によって子どもの権利に関する基本法改正案が提出されたが、これは与党の多数によって否決されている。その理由として、すでに子どもの権利について法律レベルで実効的に保障されている点が挙げられる。その一例として、連邦イミシオン防止法の改正に言及されていた点に留意されるべきである⁷³。つまり、子どもらの騒音が「有害な環境作用」とみなされないこと

は、子どもの基本権の具体的な保障に資するものと考えられていたのである。

憲法に規定化するかは別として、子どもらの声を特別扱いするドイツや東京都のような法的対応もあり得ようが、それだけでは騒音問題の本質的改善にはつながらないであろう。そのためには、先述の橋本教授の「煩音」対策の必要性をふまえて、近隣住民と事業者（本稿の場合、主として学校関係者）、そして行政を交えた話し合いの仕組みを構築していくことこそ喫緊の課題であるように思われる。本稿で取り上げた裁判例にも、互いの事情をふまえた話し合いが十分なされなかった様子を垣間見ることのできる事案が複数みられる。

近時、人口減少などから増加する空き家を、保育所や福祉施設に活用しようとする議論が進められている⁷⁴。こうした空き家は住宅密集地に多いとされるが、そうだとすれば本稿で取り上げたような騒音をめぐる争いがますます増えこそすれ、減ることはないと考えられる。そのなかで当該施設の新設もしくは運用にあたって、事前の計画段階における住民参加の手续やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）など、地域住民の声を取り入れる工夫も進められてきている。

過去の判例の示す判断枠組みとともに、上述の権利論的考察をふまえ、あらためて学校のもつ地域的特性に配慮した検討が求められていると思われる。

おわりに。

学校園が発する音をめぐって、近隣住民とのトラブルは少なくない。そうしたなか、園児らの声を騒音だとして提訴された事案は大きな関心を集めた。このような争いが収束する気配はみられない。もっとも、「闘争はそれ自体すでに、対立者間の緊張の緩和を意味する」⁷⁵ともいわれる。

本稿では、子どもらの声をめぐって争われた最近の事案を手掛かりに、児童・生徒らが学ぶ学校と「音」に関する問題について法的・権利論的見地から幾ばくかの検討を試みている。とりわけ、神戸市の保育園の事案に対する裁判所の判断を詳しく確認するなかで、あらためて近隣住民の静穏に関するプライバシー権や、子どもの表現の自由、学習権との調整の必要性について若干の考察を試みた。

「音」に対する感覚は人それぞれであり、学校園が発する音といっても、近隣住民の受けとめ方は一人ひとり異なるものといえよう。

サウンドスケープ研究で知られるマリー・シェーファー

(R. Murray Schafer) は、「騒音公害は今日、騒音規制によって対処されているが、これは消極的なアプローチである」と述べ、「どの音を残し、どの音を広め、どの音を増やしたいのか」といった「音環境を総合的に理解」することを通して、「破壊的な音」を排除すべきであると述べ、そのためには、学校での「イヤークリーニング」の実践を含む「サウンド・エデュケーション（音の教育）」が必要という⁷⁶。

騒音問題に苦慮する学校であるからこそ、あらためて学校及びそれを取りまく地域社会の音環境に目を向け、児童・生徒や教職員、そして近隣住民らの参加のもとで、あるべき音環境を模索することができるかといえるのかもしれない。こうした試みのなかにこそ、「学校と騒音」問題を解決する一つの方向性が示されているように思われる。

注

- 1 公害等調整委員会による平成28年度の公害苦情受付件数をみると、典型7公害のうち最も多いのが騒音(16,016件、全体の32.8%)であり、次いで大気汚染(14,710件、30.1%)、悪臭(9,620件、19.7%)の順となっている(http://www.soumu.go.jp/main_content/000518765.pdf (2018年3月21日閲覧))
- 2 佐々木武史「学校騒音の性格」『日本衛生学雑誌』13巻4号(1958-1959)23頁。
- 3 学校教育法施行規則第51条、第73条。高等学校については、年間35週行うことが標準とされている。
- 4 スポーツ庁は、中学校の運動部活動について、長くとも平日2時間、休日は3時間程度とし、また週2日以上の休養日を設けるガイドライン案を示した(朝日新聞2018年1月17日)。
- 5 学校でも間仕切りのない開放的な空間作りが増えているようであるが、それでは音が混じりあい、聞きたくない音も聞こえるなど支障も少なくない。近年、建築設計者のあいだでも様々な取組みがみられる。例えば、福地智子「特に音響的に配慮すべきこと－小学校等の教育施設における音響設計－」『騒音制御』39巻3号(2015)63頁以下。
- 6 嶋崎政男『学校崩壊と理不尽クレーム』(2008、集英社新書)94頁。
- 7 小野田正利『「迷惑施設」としての学校』(2017、時事通信社)は、最近の学校をめぐる近隣トラブルの具体例を数多く示しながら解決策を模索する。

- 8 京都地裁平成 20 年 9 月 18 日判決、季刊教育法 176 号 52 頁。本文中の引用は何れも左記による。
- 9 橋本典久「煩音問題としての近隣トラブル」『季刊教育法』193 号 (2017) 99 頁。
- 10 坂田仰「学校のクーラーから発する騒音の受忍限度」同ほか編『教育紛争判例詳解』(2011、学事出版) 149 頁。
- 11 マンフォード(生田勉訳)『都市の文化』(1974、鹿島出版会) 201 頁。
- 12 マイク・ゴルドスミス(泉流星・府川由美恵訳)『騒音の歴史』(2015、東京書籍) 54-55 頁。
- 13 この点で、保育園の開設・運営に苦慮する自治体区長のインタビューをもとに、「子どもの声は騒音か」とあらためて問題提起したのが AERA2012 年 11 月 26 日の記事である。その他、「保育園、迷惑ですか」朝日新聞 2016 年 12 月 5 日朝刊、「子どもお断り? 社会」同 2017 年 12 月 4 日朝刊などでも、こうした問題を取り上げている。
- 14 橋本典久「騒音問題は半心半技」『季刊教育法』176 号 (2013) 31 頁。
- 15 マイク・ゴルドスミス・前掲書、14 頁。
- 16 大塚直『環境法〈第 3 版〉』(2010、有斐閣) 381 頁。
- 17 大塚・前掲書、382 頁。
- 18 さしあたり、庄司光「回想-昭和初期の都市騒音問題」『日本音響学会誌』41 卷 10 号 (1985) 664 頁。
- 19 阿部泰隆ほか編『環境法 [第 2 版追補版]』(2002、有斐閣) 48-49 頁。あわせて、山中敬一「環境刑法の現代的課題」増刊ジュリスト『環境問題の行方』(1999、有斐閣) 82 頁以下を参照。
- 20 大谷實『刑法講義各論 [新版第 2 版]』(2007、成文堂) 38 頁。
- 21 環境省「騒音規制法施行状況調査」による。
- 22 畠山武道『考えながら学ぶ環境法』(2013、三省堂) 188 頁。
- 23 厚生省(当時)昭和 44 年「騒音規制法の施行について」(厚生省環 30 号、平成 5 年に改定(環大特 80 号))では、学校や病院等の周辺において、より厳しい規制基準を設定し得ることと、その場合には慎重な配慮を求めることなどが次のように述べられている。「学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館および特別養護老人ホームの周囲おおむね 50 メートルの区域について、4 省共同告示第 1 条第 1 項ただし書の規定により、きびしい規制基準を定めることについては、実態をよく調査のうえ、慎重に行なうものとされたいこと」(<http://www.env.go.jp/hourei/07/000037.html> 2018 年 1 月 29 日閲覧)。
- 24 神戸地裁平成 29 年 2 月 9 日判決。本文中の引用は、いずれも Westlaw Japan (文献番号 2017WLJPCA 02099001) による。
- 25 富田裕「『保育園がうるさい』と提訴 近隣住民の受忍限度とは」『日経アーキテクチャ』(2017 年 10 月 26 日号) 94 頁。
- 26 大阪高裁平成 29 年 7 月 18 日判決。Westlaw. Japan 文献番号 2017WLJPCA07186006。
- 27 最高裁平成 29 年 12 月 19 日決定。Westlaw. Japan 文献番号 2017WLJPCA12196001。朝日新聞 2017 年 12 月 22 日朝刊。
- 28 英米法においては、パブリック・ニューサンス訴訟と呼ばれる。
- 29 大村敦志『基本民法 II [第 2 版]』(2005、有斐閣) 206 頁。
- 30 大塚直「公害・環境訴訟」能見善久ほか編『論点体系判例民法 7 不法行為 I』(2009、第一法規) 241 頁、255 頁。
- 31 大塚・前掲論文、241 頁。
- 32 副田隆重「清水板金製作所事件」淡路剛久ほか編『環境法判例百選 [第 2 版]』(2011、有斐閣) 80 頁。
- 33 西埜章「騒音・振動問題」ドイツ憲法判例研究会編『未来志向の憲法論』(2001、信山社) 398 頁。
- 34 富田・前掲論文、94 頁。
- 35 東京地裁平成 3 年 6 月 21 日判決、判例タイムズ 773 号 223 頁。
- 36 横浜地裁川崎支部平成 22 年 5 月 21 日決定、判例タイムズ 1338 号 136 頁。
- 37 さいたま地裁熊谷支部平成 24 年 2 月 20 日判決、判例時報 2153 号 73 頁。
- 38 坂田仰「在日外国人スポーツ施設の『騒音』問題」『学校事務』2014 年 12 月号 160 頁。
- 39 古笛恵子「近隣住民に対する加害行為(騒音)」同編『学校事故の法律相談』(2016、青林書院) 354 頁。
- 40 さしあたり、大村・前掲書、206 頁。
- 41 潮見佳男『債権各論 II 不法行為法 [第 3 版]』(2017、新世社) 21 頁。潮見教授は、1990 年代後半以降の動きとして、「法秩序によって保障された他人の権利を侵害する行為に対し救済を与えるのが不法行為法の目

- 的であることを再確認し、この不法行為法での権利保護を、憲法を基点とする基本権保護秩序の中に位置づけるべき」とする傾向がみられることを指摘する（同21頁）。
- 42 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 第六版』（2015、岩波書店）272頁。
- 43 芦部・前掲書、272頁。
- 44 内野正幸『憲法解釈の論点〔第4版〕』（2005、日本評論社）57頁。内野教授は、そのような人格権を「公害侵入排除権」と呼ぶ。
- 45 大阪高裁昭和50年11月27日判決、判例時報797号36頁。
- 46 最高裁昭和63年12月20日判決、判例時報1302号94頁。
- 47 高井裕之「車内広告放送と『とらわれの聴衆』」高橋和之ほか編『憲法判例百選I〔第5版〕』（2007、有斐閣）50頁以下。
- 48 最高裁昭和63年12月20日判決（Westlaw Japan 文献番号1988WLJPCA12200001）における伊藤正己裁判官補足意見。なお、以下の本文中の引用も上記文献による。本件判決に対する判例解説として、高井・前掲論文のほか、紙谷雅子「車内広告放送と『とらわれの聴衆』」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選I〔第6版〕』（2013、有斐閣）50頁、渋谷秀樹「地下鉄車内放送と『とらわれの聴衆』」ジュリスト938号40頁など。
- 49 戸松秀典『憲法』（2015、弘文堂）103頁。
- 50 佐藤幸治『日本国憲法論』（2011、成文堂）192頁。
- 51 渋谷秀樹『憲法（第2版）』（2013、有斐閣）402頁。
- 52 小山剛『「憲法上の権利」の作法〔第3版〕』（2016、尚学社）129頁以下。その他、渡辺康行ほか『憲法I基本権』（2016、有斐閣）22頁（工藤達朗執筆）など。
- 53 ハンス＝ヨアヒム・コッホ（岡田正則訳）「イミシオン防止法」同編（岡田正則監訳）『ドイツ環境法』（2012、成文堂）201頁。
- 54 BVerfGE 56, 54ff.
- 55 松本和彦「身体の不可侵の権利と立法者の改善義務」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例（第2版）』（2003、信山社）82頁。
- 56 ハンス＝ヨアヒム・コッホ・前掲論文、202頁。
- 57 潮見・前掲書、22頁。
- 58 芦部・前掲書、175頁。
- 59 初宿正典『憲法2〔第3版〕』（2010、成文堂）287頁。
- 60 さしあたり、樋口陽一ほか『憲法II』（1992、青林書院）167頁以下（中村睦男執筆）。
- 61 引用は、旭川学力テスト事件の最高裁判決に基づく（最高裁昭和51年5月21日大法廷判決、刑集30巻5号615頁）。
- 62 高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第3版』（2013、有斐閣）305頁。
- 63 石上敬子「ドイツにおける児童騒音訴訟に関する一考察」『同志社法学』68巻7号（2017）927頁。
- 64 山口卓男編『新しい学校法務の実践と理論』（2014、日本加除出版）158頁。
- 65 やや旧聞に属するが、ドイツの隣人訴訟の激しさを描いたものとして、トーマス・ベルクマン（中野京子訳）『訴えてやる！ ドイツ隣人間訴訟戦争』（1993、未来社）が興味深い。
- 66 さしあたり、基礎学校（Grundschule）に対する近時の裁判として、Verwaltungsgericht Berlin, Urteil vom 25.06.2014 - VG 13 K 109.12.
- 67 法改正の紹介として、渡邊齊志「ドイツ 子どもが発する騒音の特別扱い」ジュリスト1424号（2011）87頁、石上・前掲論文、911頁以下を参照されたい。
- 68 東京都平成27年3月31日条例第63号。
- 69 東京都「環境確保条例における子供の声等に関する規制の見直しについて（概要）」（<http://www.metro.tokyo.jp/INET/BOSHU/2014/12/22ocm201.htm> 2018年3月22日閲覧）。
- 70 村頭秀人「子供の声等に関する東京都の環境確保条例の見直し案について」『騒音制御』39巻3号（2015）66頁以下。
- 71 橋本典久「保育園の騒音問題、その正体とは」『季刊教育法』194号（2017）81頁。
- 72 子どもの権利を基本法に導入することについて、近年、政府閣僚のなかにも支持する者がある。K.Barley, Die Zeit ist reif: Kinderrechte ins Grundgesetz!, <https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/aktuelles/alle-meldungen/die-zeit-ist-reif-kinderrechte-ins-grundgesetz-/120936>（2018年1月5日閲覧）。
- 73 A.Weinlein, Kinderschutz nicht im Grundgesetz, <https://www.das-parlament.de/2012/04/Innenpolitik/37496038/316858>（2017年12月28日閲覧）。
- 74 さしあたり、朝日新聞2018年2月1日朝刊。
- 75 社会学者ジンメル（G.Simmel）の主著『社会学』（1908

年)の一節である。なお引用は、村上淳一「争いと社会発展」『仮想の近代』(1992、東大出版会)53頁に拠る。村上論文は、市民社会における「争い」の意味を、ドイツ思想史の文脈のなかで問うものである。

- 76 R. マリー・シェーファー (鳥越けい子ほか訳)『世界の調律』(2006、平凡社ライブラリー)25頁以下。